



【松元地区保健センターにて】
※写真を差し上げます。広報課までご連絡ください

お知らせ・相談

国民健康保険出産育児一時金

◇本市の国民健康保険に加入している人が出産したとき、世帯主に出産育児一時金を支給します
◇出産費用が支給額を上回ったとき、世帯主はその差額を医療機関に支払い、下回ったときはその差額を市から世帯主の口座に振り込む直接支払制度や受取代理制度があります
◇直接支払制度は医療機関で、受取代理制度は国民健康保険課窓口で手続きを **問**サンサンコールかごしま099-808-3333

市民福祉(遺児等修学)手当

対今年4月1日現在で引き続き1年以上本市に住む、次のいずれかに該当する義務教育中の児童 ①父母が離婚 ②父母の一方か両方が死亡したか重度障害者 ③婚姻によらない出生など ※所得制限なし。児童が児童福祉施設などに入所中を除く
◇手当額...年額2万4000円
◇必要なもの...申請者と児童の戸籍謄本が戸籍の全部事項証明書(今年4月1日以降に発行されたもの)、申請者名義の預金通帳、印鑑、父母の一方か両方が重度障害者のときは交付を受けている手帳 **問**こども福祉課216-1260、各支所の福祉課・保健福祉課

来年4月進学時の申請受け付け開始 母子・寡婦福祉資金貸し付け

対市内に住む母子家庭の母、寡婦と父母のいない児童
◇修学資金...高校、高等専門学校、専修学校、

短期大学、大学での修学に必要な資金(ほかの奨学資金を受けている児童を除く)
◇就学支度資金...来春進学するときの入学金、就学に必要な衣服などの購入資金
問こどもと女性の相談室216-1264、各支所の福祉課・保健福祉課へ

育児支援家庭訪問事業

◇支援員が家庭訪問を行い、相談などに応じます ※支援を受けるためには申請が必要 **対**おおむね1歳未満の児童を養育中で、育児に不安を抱えている人 ※1歳以上の児童でも対象となるときがあります
問こども福祉課216-1260

ご存じですか マタニティマーク

◇お母さんとおなかの赤ちゃんに思いやりある気遣いを **問**保健予防課 258-2357

こんにちは赤ちゃん事業

◇生後4カ月ごろ、訪問指導員が家庭を訪問し、赤ちゃんの健やかな成長と楽しい子育てを応援するために、子育て情報の案内や子育ての相談に応じます ※新生児訪問を受けた家庭を除く **問**保健予防課258-2357

この季節何を着せたらいいの？
近くに育児相談ができる場所はないの？
などお気軽にご相談ください

お母さんとおなかの赤ちゃんのために受けましょう 妊婦健康診査

◇定期健康診査の間隔...初診～23週は4週間に1回、24週～35週は2週間に1回、36週以降は毎週1回
◇妊婦健康診査は県内の医療機関で、公費負担で14回分受診で

きます ◇受診票はお母さんセットにとじ込んであります **問**保健予防課258-2357

親子ひだまり発達相談

内心理発達相談員や保健師などによる乳幼児期の子どもの発育・発達に関する相談(予約制)
◇時間...9時～12時、13時～16時 **料**無料 **申**電話で各保健センターへ

実施日	場 所
第2水曜日	東部保健センター
第3水曜日	北部保健センター
第4水曜日	西部保健センター
第2金曜日	中央保健センター
第3金曜日	南部保健センター

◇各支所の福祉課・保健福祉課、各保健センターの問い合わせ先は13面をご覧ください

新1年生の健康診断手続き

対来年度小学校に入学する平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの子どものいる家庭
◇保護者は今月上旬に送付する就学時健康診断通知書をもって、指定された小学校で説明を受けてください
問保健体育課227-1951

講座・イベント

お父さん子育て応援講座

内父親を取り巻く社会環境や仕事と家庭の調和を考える
ワークショップ
対子育て中の父親 **期**10月29日(土)10時～12時
所城南児童セン

ター **定**15人(超えたら抽選) **料**無料 **申**はがきかファクスで講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、10月20日(必着)までに〒890-0062与次郎一丁目10-17すこやか子育て交流館812-7740(FAX 812-7744)へ

交通安全教室

◇親子で横断歩道の渡り方などを学ぼう **対**未就学児とその親 **期**10月21日(金)14時～15時 **所**親子つどいの広場 **料**無料 **申**不要
問親子つどいの広場 226-5539

中央保健センター 育児教室

内子どもの病気や発育・しつけ・離乳食など **対**今年5月～7月に生まれた初めての子どもをもつ親とその家族 **期**11月1日～22日の毎週火曜日13時30分～15時30分(全4回) **所**保健所 **定**50組(先着順) **料**無料 **申**10月14日から電話で中央保健センター258-2364へ

宮川の秋を楽しむ親子のつどい

内サツマイモ掘りといもごはんや簡単なお菓子づくり **対**市内に住む小・中学生とその家族 **期**11月5日(土)9時30分～15時15分

所宮川野外活動センター **定**30組(超えたら抽選) **料**1人300円程度 **申**往復はがき(1組1通)に住所、参加者全員の氏名、学校名、学年、電話番号を書いて、10月21日(必着)までに〒892-0816山下町6-1青少年課「親子のつどい」係227-1971へ

サツマイモの収穫体験

対市内に住む中学生以下の子どもとその保護者 **期**11月5日(土)10時～11時(午前の部)か14時～15時(午後の部) **所**都市農業センター **定**各30組(超えたら抽選) **料**無料 **申**往復はがき(1組1通)に住所、参加者全員の氏名(ふりがな)、学年、電話番号、午前・午後の別を書いて、10月19日(必着)までに〒891-1205犬迫町4705番地都市農業センター「サツマイモの収穫体験」係238-2666へ

子育て・知得情報 子ども手当が変わります

対中学校修了前まで(満15歳以後の最初の3月31日)の子ども ※所得制限なし

【10月以降の主な制度改正】

- ◇支給額(子ども1人当たり)が変わります
0歳～3歳未満...月額1万5千円(一律)
3歳～小学校修了前...月額1万円(第3子以降は1万5千円)
中学生...月額1万円(一律)
- ◇児童養護施設などに入所している子どもの手当は施設の設置者などに支給されます
- ◇監護・生計同一要件を満たす里親や未成年後見人、父母が国外にいるときに父母が指定する人にも支給されます
- ◇離婚協議中のとき、子どもを養育している同居の父が母が受給可能です ※証明書類が必要

制度改正に伴う重要なお知らせ

- ◇これまで子ども手当を受給していた人も、10月分以降の手当を受給するためには改めて申請が必要です。10月中旬ごろに申請の案内書類を送付します
- ◇公務員は勤務先での手続きになります。勤務先へご確認ください
- ◇転入や出生のときは15日以内に窓口での手続きが必要です

問こども福祉課216-1261、各支所の福祉課・保健福祉課



受給には申請が必要です。申請をお忘れなく。

平成24年度分保育所入所申し込み

対保護者が仕事、妊娠・出産、病気、求職などで保育ができない乳幼児 ※今年度分を申し込んで待機中の人も再度申し込みが必要
◇**申込期間** 第1期は11月1日～来年1月20日、第2期は来年1月23日～2月20日(以降随時受け付け)
◇入所決定は第1期申し込み分から行います ※第1期申し込み分のうち、求職を理由とするときは第2期申し込み分と同時に入所決定を行います
◇詳しくは子育て支援推進課216-1258、各支所の福祉課・保健福祉課へ

